

# 保育人材就職促進事業

民間保育事業者が、正規雇用した常勤保育士等に対して特別給付金等を給付する場合にその費用を補助する。

## 【補助対象者】

- ①市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
  - ②採用から継続勤務し、2年を経過した常勤保育士。
  - ③採用から継続勤務し、3年を経過した常勤保育士。
- ただし、人材紹介会社を通じて採用された者（あっせん補助金対象者）は除く。

★申請期限：事業完了後～2月末日✕

## □就労特別給付金支給事業

支給期間：雇用日の1か月前～雇用日から6か月経過後1か月以内または年度末のいずれか早い日

例) R8.4.1採用者 R8.3.1～R8.10.31までに給付金を支給

R8年度対象者：R7.9.2～R8.9.1採用者が対象

## □2年雇用継続特別給付金支給事業

支給期間：雇用2年経過後～年度末までに給付金を支給

R7年度対象者：R6.4.1～R7.3.31採用者が対象

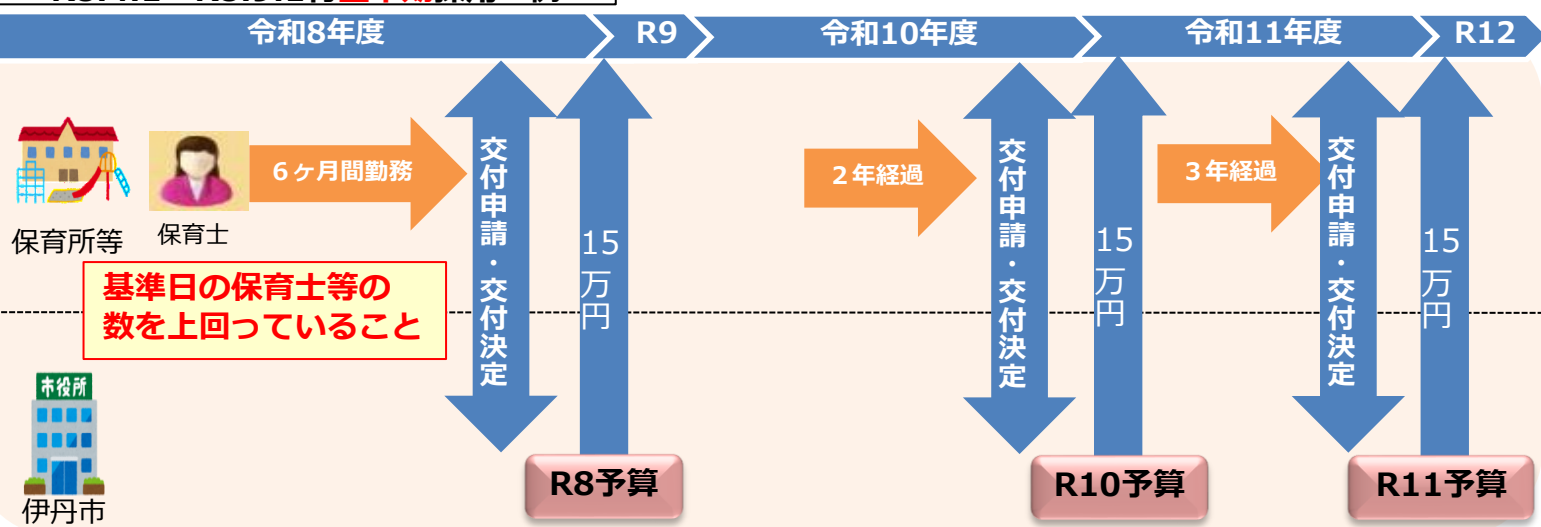
## □3年雇用継続特別給付金支給事業

支給期間：雇用3年経過後～年度末までに給付金を支給

R7年度対象者：R5.4.1～R6.3.31採用者が対象

### R8.4.1～R8.9.1付上半期採用 例

(イメージ図)



### R8.9.2～R9.3.31付下半期採用 例

